

利用上の注意

I 商業統計調査について

1 調査の目的

商業統計調査は、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

3 調査の期日

平成19年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類J—卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札構内^{*}、有料道路内^{*}）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。

*については、平成19年調査より調査を開始した。

5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

- ① 申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式

経済産業大臣 ⇔ 都道府県知事 ⇔ 市町村長 ⇔ 統計調査員 ⇔ 対象事業所（申告義務者）

- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣又は都道府県知事 ⇔ 対象企業

6 統計利用のための主な用語説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業使用者（建設業，製造業，運輸業，飲食店，宿泊業，病院，学校，官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具，病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備，産業用機械（農業用器具を除く），建設材料（木材，セメント，板ガラス，かわらなど）など}を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が，別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）
例えば，家電メーカーの支店，営業所が自己製品を問屋などに販売している場合，その支店，営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所
なお，修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または，仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には，一般的に，買継商，仲買人，農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

（3）小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所
なお，修理料収入額の方が多くても，同種商品を販売している場合は修理業とはせず小売業とする。
ただし，修理のみを専業としている事業所は修理業{大分類Qーサービス業（他に分類されないもの）}とし，修理のために商品を取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば，菓子店，パン屋，弁当屋，豆腐屋，調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所が無店舗であっても，商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で，主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁，会社，工場，団体，遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（4）従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で，当該事業所に従事している従業者，就業者をいう。

従業者とは，「個人業主」，「無給家族従業者」，「有給役員」，「常用雇用者」の計をいい，就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは，個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事してい

る者をいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けず。ふだん事務所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や、日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は、下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

(7) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレイなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、きゃくが一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(9) 売場面積（小売業のみ）

売場面積は、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、植木や石材等の屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）

分の面積等は除く}をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(10) 営業時間（小売業のみ）

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(11) 商品販売形態（小売業のみ）

①店頭販売…店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問または注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。

②訪問販売…訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

③通信・カタログ販売…カタログ、テレビ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの、通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。

④自動販売機による販売…商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑤その他…ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「協同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

①専用駐車場…自己所有又は契約等により、その事業所が単独で利用できる来客用の駐車場をいう。

②共用駐車場…他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で利用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。

③収容台数…専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(13) 業態別統計の数値について

平成19年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表1の「業態分類表」とおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

II その他の注意事項

1 表彰形式

(1) 市町村の区域範囲は、調査期日現在の行政区画によった。

(2) この統計表中「-」は当該数値のない場合を、「0」は掲載単位に満たないものを表し、「△」はマイナスの数値を示す。「X」は1又は2の事業所に関する数値であって、これをそのまま計上すると、個々の事業所の秘密が漏れるおそれがあるため伏字にした記号である。

また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表した。

(3) 表中の前年比、構成比については、小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。

2 産業分類の格付けについて

商業統計調査の産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による。

事業所を産業分類別に格付するための産業の決定（格付）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な産業分類の格付

取扱商品が単品の場合は、その商品の商品分類番号により格付けするが、数種類の商品販売している事業所の産業格付けは、原則として次の方法によって決定されている。

まず、年間販売額のうち、卸売販売額・小売販売額のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを定める。

次に、卸売業の場合は、卸売販売額のうち2桁分類の段階で最も多いものによって中分類業種を決め、さらにその分類に属する商品のうち3桁分類で最も多いものによって小分類業種、4桁分類で最も多いものによって細分類業種を決める。

小売業の場合は、小売販売額のうち2桁分類の段階でまず中分類業種を決め、以下卸売業と同じ方法で順次小分類、細分類業種を決定する。

(2) 例外的な産業分類の格付

ア 「4911 各種商品卸売業」

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの3項目以上の小分類に該当する生産財(501, 522, 523, 524)、資本財(521, 531, 532, 533, 539)、消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の3財の商品を卸売し、各財別販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売の小分類番号(501)から(549)までの3項目以上の小分類に該当する生産財(501, 522, 523, 524)、資本財(521, 531, 532, 533, 539)、消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の3財の商品を卸売し、各財別販売額がいずれも卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所。

ウ 「5511 百貨店、総合スーパー」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が50人以上の事業所。

エ 「5599 その他の各種商品小売業」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が50人未満の事業所。

オ 「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所。

カ 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上あるときは、「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付する。ただし、90%に満たないときは、たばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付する。

キ 「5497 代理商、仲立業」

「代理商、仲立業」には、卸売業者に格付けられた場合に「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較して「仲立手数料」の多い事業所。

ク 「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心としたものに限る)」

売場面積が30㎡以上250㎡未満で、売場面積の50%以上でセルフサービス方式を採用しており、飲食料品(57)を中心に扱い、営業時間が14時間以上の事業所。

3 その他

(1) この報告書の数値は、本県で独自に審査集計したものであり、経済産業省が発表する数値とは若干異なることがあります。

(2) この報告書についての照会は次へお願いします。

徳島県県民環境部統計調査課経済統計担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-2138